

## 都市計画部会における今後の検討方向について（抜粋）

### 1. 都市計画部会における検討内容

平成13年7月5日に諮問させていただいた「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」については、社会資本整備審議会より、平成14年2月7日に中間とりまとめをしていただき、平成15年12月24日には、「都市再生ビジョン」として答申をいただいた。同ビジョンにおいては、5つの政策の基本的な方向とともに、今後のまちづくりを巡る課題とその対応として、10のアクションプランを提示していただいた。

これらの課題については、「まちづくり交付金」制度の創設、「景観緑三法」の制定等により、順次制度的な対応が図られてきたところであるが、残された課題のうち、以下の5点について、新しい時代の都市計画の基本的なあり方に係る課題として検討いただきたいと考えている。

- ① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み
- ② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策
- ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策
- ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策
- ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方について

本年6月1日より全面施行した景観法の制定を契機として、良好な景観形成に対する地域の取り組みが本格化する中で、地域固有の資源である歴史的な風土の活用が求められている。

この点については、別途、平成15年4月14日に「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」との諮問がなされ、今後、「古都保存行政の理念の全国展開」について、歴史的風土部会において小委員会を設置し、議論を行うこととされている。

このため、都市計画部会においては、歴史的風土部会による検討の進捗状況を踏まえ、「歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方」について、都市計画制度のあり方の観点から検討を行う必要がある。